**第1８回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２８年３月１８日（金） 午前１０時から午後１２時まで

場所：国民会館住友生命ビル １２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄 （一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

稲森　公嘉 京都大学大学院法学研究科教授

江口　啓子 （社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司 （公社）大阪聴力障害者協会会長

小田　昇 関西鉄道協会専務理事

倉町　公之 （公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

髙橋　あい子 （一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

坪田　真起子 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中島　義晴 パナソニック交野株式会社代表取締役社長

久澤　貢 （社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪 関西大学法学部准教授

山田　統之　　日本チェーンストア協会関西支部事務局長

吉川　和夫 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　◎　部会長

オブザーバー

桑田　直記　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課課長代理

○事務局　それでは定刻になりましたので、ただいまから「第１８回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。

　到着が遅れるとの連絡をいただいている委員もおります。委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございます。

　それではまず、開催に当たりまして、障がい福祉室長より一言ごあいさつを申し上げます。

○事務局　皆様、おはようございます。きょうは部会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、本当に年度末のお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。若干、この間の経過も含めてご報告させていただきます。

　障害者差別解消法成立後の平成２５年１１月に設置をいたしました当部会でございますが、差別解消の実効性のある取組みについて、約２年間にわたってご検討をいただきまして、この間、平成２６年９月には「部会の提言」、それから平成２７年８月には「これまでの議論の整理」ということで取りまとめをいただきました。

　この部会におけます検討結果等を踏まえまして、大阪府といたしましては、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」等による啓発活動、それから条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制を車の両輪として、差別解消の取組みを進めることといたしまして、法と同時に条例を施行するために、現在、開催中の２月定例会でございますが、議会に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例案」、これを提出し、議会において、ただいまご審議をいただいているところです。

　本条例案については、各議会の会派からパブリックコメントにおける府民意見等も踏まえて、条例の規定内容等に関し質疑がおこなわれたところでございます。条例案が付託されております健康福祉常任委員会におきましては、一昨日、平成２８年３月１６日ですが、採決がおこなわれまして、委員会では一応、全会派が賛成をし、可決されたところでございます。今後、最終的には３月２４日の府議会の本会議でもって、改めて採決がおこなわれる予定ということになっております。

　本日の差別解消部会におきましては、府議会でただいま、まだ審議中ではございますが、条例案につきましてご報告をさせていただくとともに、先の部会でご議論をいただきました、大阪府における職員対応要領、それから来年度（平成２８年度）の予算事業等につきまして、法施行に向けた準備状況の最終報告をさせていただきたいと思っております。

　大阪府としては、法・条例の施行は、あくまでも差別解消の取組みにおいてゴールということではなく、これからがまさにスタートだというように考えております。こういった認識を新たにして、４月以降、条例等に基づいて着実に取組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

　最後に、法施行に向けてこうした準備が着々と整いましたのも、本部会におきまして委員の皆様方の活発なご議論をいただいた賜物であると思っておりまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局　それでは、現在の委員でございますが、配付しております名簿のとおり、現在１９名でございます。今回、部会委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

　日本チェーンストア協会関西支部事務局長です。

○委員　よろしくお願いします。

○事務局　本日は委員１９名のうち１４名のご出席を現時点でいただいております。「大阪府障害者施策推進協議会差別解消部会運営要領」第４条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

　また、オブザーバーとしまして、本日、大阪市の方にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　次第

　配席表

　委員名簿

　資料１「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（案）」

　資料２－１「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）及び同要綱（案）」

　資料２－２「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）及び同要綱（案）」

　資料２－３「大阪府警察障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の対応規程（案）及び同要綱（案）」

　資料３「平成２８年度障がい者差別解消総合推進事業（案）」

　資料４「府内市町村相談窓口及び広域支援相談員の一覧（イメージ案）」

　資料の不足等がございましたら事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　また、委員のお手元には、前回までの部会資料を綴じた「参考資料ファイル」を置いております。議論の際に適宜参照ください。

　次に、大阪府におきましては「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解いただきますようお願いいたします。

　次に、この会議では手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳も円滑にできますようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字資料とページが異なり、また、図表などはございませんので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　なお、本日の会議では、今後の会議運営のモデルとし、コミュニケーション保障手段の検証をおこなうため、要約筆記により前方のスクリーンに会議内容を、やりとりを映し出しております。

　それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長　年度末の大変お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。三寒四温といいますから、寒くなったり暖かくなったりという日が続いております。すっかり春めいた日になっておりますが、皆様方、お体はお変わりございませんでしょうか。

　さて、本日の議題は「大阪府障がいを理由とする差別の解消の取組みについて」。お諮りしたいのは１点でございます。長らく、この部会も議論を重ねてまいりましたが、平成２５年６月に法律が成立し、そして、いよいよこの４月から法律（障害者差別解消法）が施行ということになります。国及び地方自治体、大阪府はもとより大阪府下の自治体にとりましても、対応要領などの策定もあり、施行準備にご努力いただいているところだと思います。私たちの部会の検討結果を踏まえ、室長からご説明がありましたとおり、施行に向け条例制定なども順調にご審議をいただいているところだと聞いております。

　こうした内容について、本日は資料にありますとおりご説明をさせていただき、皆様方からご質問をいただいた上、施行後に向けて建設的なご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。最後にはお一人お一人ご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

　本日は正午の終了を予定しておりますので、皆様には議事の進行にご協力をお願いいたします。

　それではまず、現在、府議会で審議されているとのことでした、この条例案について、事務局よりご説明をいただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局　それでは資料１に基づきまして、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（案）」について、説明をさせていただきます。こちらは「大阪府条例第何号」となっておりますが、番号は正式に議会で採決されたのちに入ることとなっております。なお、全体でございますが、この条例につきましては法令のため、「障害」の「害」の字はすべて漢字としておりますことをあらかじめご了承願います。

　では、条例案の説明に移らせていただきます。こちら正式名称は「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」となっております。ちなみに、国の差別解消法の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」となっているところでございます。

　第１条が、本条例の目的でございます。こちらは主に３点規定しております。まず１点目でございますが、この条例は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにする。これが第１点の目的でございます。

　第２点の目的でございますが、障害者差別解消法に規定されております、まず、第１４条の相談、紛争の防止または解決のための体制整備、そして、法第１５条に規定されております啓発活動の実施に関し必要な事項を定める。これが第２点の目的でございます。

　そして第３点でございますが、条例の究極の目的としては、障がいを理由とする差別をなくし、もって障がいの有無に関わらず、すべての府民が暮らしやすい、共生する社会の実現に寄与することを目的としている条例になります。点字資料は２ページに移っております。

　第２条が、この条例の定義に関するものでございます。本条例は、部会でご議論をいただきましたとおり、基本的には国の法を補完また具体化するものとして策定をおこなっております。よって、この条例の用語の意義は、「法の定めるところによる」という形でまず定義をさせていただいております。すなわち、法に規定されております内容、例えば、障がい者や事業者といった定義につきましては、それによるものとしております。

　そして、第２項のところで、この条例の対象となる範囲を明確化するために、２点につきまして定義をおこなっております。まず１点目でございますが、相談事案。この条例における相談事案は、法第８条に規定する事項に関わる、すなわち、事業者における障がいを理由とする差別の禁止。こちらに関わります障がい者及びその家族、その他の支援者、ならびに事業者からの相談という形で定義をさせていただいております。

　２つめでございますが、相談機関としまして、本条例におきます相談機関は、基本的には、後ほど出てまいります、大阪府の広域支援相談員が支援をおこないます対象であります、先ほどの相談事案に対応いたします市町村の機関を、相談機関として定義をおこなっております。この中には、市町村から相談事案の対応をされている機関を含むとしておりまして、例えば、市町村によりましては、基幹相談支援センターを委託されているところもございますので、そちらも含む形で定義をさせていただいております。

　第３条が、この条例の大切な基本理念に関するものでございます。３点定めております。まず１つ目は、全体的な理念に関することです。読み上げさせていただきます。障がいを理由とする差別の解消は、すべての府民が共に社会の一員として解決すべき社会全体の課題であるとの認識のもとおこなわなければならない。こちらでは、決して差別の解消というものが障がい者だけの問題ではなく府民全体の課題である、ということをうたっております。

　続きまして、２点目が、相談と解決に当たっての基本理念になります。こちらにつきましては、ガイドライン策定時の精神でもありますとおり、相談及び紛争の防止または解決に当たりましては、相談事案の当事者が互いを理解しあい、対等な立場で話し合うことで、当該相談や紛争解決のための手段及び方法を考えることを基本としておこなわなければならないと定めております。

　３点目の基本理念でございますが、こちらは啓発活動に関するものです。啓発活動の実施に当たりましては、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組みであることを旨としておこなわなければならない。こういう形で部会でもご議論をいただきました啓発活動の重要性、大切さを指摘させていただいているところになります。

　続きまして、第４条が府の責務でございます。こちらはまず、府は市町村との適切な役割分担のもとで、前条に定める基本理念にのっとり体制整備を実施する責務を有する、という形で定めております。こちらは市町村との関係にも言及しているところではございますが、今回の条例は大阪府のあくまでも条例でございますので、市町村のことは明確に定められないところがございます。よって、このような形で広域自治体である大阪府は、基礎自治体でございます市町村との適切な役割分担のもとでおこなっていく、という旨を規定しているところになります。

　府の責務の２つ目が、啓発活動に関するものになります。府は基本理念に則り、障がいを理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針を作成し、その普及に努めるとともに必要な啓発活動をおこなう責務を有する、と規定させていただいております。この中で書かれております「府民が適切に行動するための指針」、こちらが平成２７年３月に策定しました「大阪府の差別解消ガイドライン」のことになります。

　続きまして、第５条で、府民及び事業者の責任を定めております。府民や事業者の方は、障がいや障がい者に対する関心と理解を深めていただくこと、それを自ら自己啓発という形で努めていただくということ、そして、府が実施しますさまざまな施策に協力するよう努めていただく、という努力（義務）規定を置いている部分になります。

　続きまして、第６条が、市町村との連携のところになります。第６条でございますが、府は体制整備及び啓発活動に当たっては市町村と連携してこれらを実施するよう努めてまいります。その旨を規定させていただいております。

　そして２番目に、それに当たりましては、府は、市町村が体制整備、そして啓発活動を実施しようとするときには、市町村に対し情報の提供など必要な支援をおこなうもの、と規定させていただいております。この中には部会でもご議論をいただきました、相談事例の提供などが含まれます。

　以上、第１条から第６条までが条例の総則、全体に関するものでございます。第７条以降が、相談や解決の具体的な仕組みのところになります。

　まず、第７条におきまして、広域支援相談員について規定を置いております。広域支援相談員は、第１項で「府に置く」という形で明確に定めております。そして、この広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識を有する方の中から、知事が任命する職員、という形で定義をさせていただいております。

　３番目が、広域支援相談員の職務でございます。こちらは３つの大きな柱がございます。まず１つ目が、広域支援相談員の最も核となる職務でございます。こちらは読み上げさせていただきます。相談機関における、相談事案の解決を支援するため、必要な助言・調査及び相談事案に関する関係者間の調整をおこなうこと。このような形で広域支援相談員が、市町村の相談機関に対する支援、これを通じて相談事案の解決にあたる、ということを明確に定めております。

　そして２つ目の柱でございますが、部会でもご議論をいただきましたように、広域支援相談員は直接相談にも対応いたします。よって、２つ目に、障害者等及び事業者からの相談に応じ、相談機関と連携して必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整をおこなう、という形で定めております。

　そして、職務の３番目でございます。広域支援相談員は、さまざまな相談機関がございますので、それらの連携の促進を図るということ、そして大切な相談事案に関わる情報の収集、そして分析をおこなうことも職務として定めているところです。

　続きまして、第８条、大阪府障がい者差別解消協議会について説明をさせていただきます。第８条は、知事の附属機関であります当該協議会についての定めでございます。知事は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項につきまして、必要があると認めるときは、協議会に諮問し、その意見を聴取するという形で定めております。

　以降の定めでございますが、協議会の委員は、障がい者、それに関係する方、学識経験者、事業者、そのほか適当と認める方の中から知事が任命する、と定めております。

　そしてまた、委員以外に、３番目でございますが、協議会に専門の事項を調査、審議させるため、必要があると認めるときは臨時の専門委員を置くことができる、という旨を定めております。この専門委員につきましては、学識経験者の方やその他適当と認める方の中から知事が任命することになります。

　次に、５番目でございます。こちらが実際に協議会の役割であるあっせんなどに関する、組織や役割に関する規定のところになります。読み上げさせていただきます。協議会は、委員及び専門委員のうちから協議会が指名する者をもって構成する合議体、こちらにおきまして次に掲げる事項を取り扱います。１つ目が、法第８条第１項に規定する事項。こちらはすなわち、法的義務でございます、事業者における不当な差別的取り扱いになります。これに関わる紛争の事案を解決するためのあっせん、こちらをまず合議体で取り扱います。

　そして２つ目ですが、広域支援相談員がおこなう職務。こちらが先ほどの第７条第３項に規定しているところになります。広域支援相談員がおこなう職務全般に関する助言、こちらを合議体として取り扱います。この中には、努力義務であります事業者における合理的配慮の提供、こちらに関わる事案も含まれます。

　そして６番目に、当協議会は、法に規定されております第１７条の障害者差別解消支援地域協議会の機能をあわせ有するという形で定めております。

　そして第７番目でございますが、委員と専門委員の方は、事案には当然個人情報やプライバシーに関する情報が含まれてまいりますので、秘密保持の規定を明確に定めております。

　続きまして、第９条が、あっせんの求めに関わる規定になります。こちらにつきましては、相談事案に関わる障がい者の方は、法第８条第１項、すなわち、事業者における不当な差別的な取り扱いに関しまして、それに反する、違反する取り扱いを受けたと認める場合は、広域支援相談員が対応してもなおその解決が見込めないときには、知事に対しあっせんを求めることができるとしております。こちらにつきましても、まずは広域支援相談員を通じ話し合いで解決を目指す。それが大阪府の相談や解決の仕組みの基本的な考え方になります。それでもなお解決が見込めないときに、障がい者の方があっせんの求めをすることができる、という旨を定めさせていただいております。

　第１０条に移りますが、実際にあっせんに関するところでございます。知事は、先ほどのあっせんの求めがあったときには、合議体にあっせんをおこなわせるものとする、という形で定めております。第１０条におきまして、合議体の役割を定めております。例えば、３番目。点字資料ではもう１０ページでございますが。合議体はあっせんをおこなうために必要であると認めるときには、関係者に対する調査をおこなうことができることも定めております。

　そして４番目でございますが、合議体は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示することができることも定めております。

　以上のような形であっせんにより解決を図っていきたいと思いますが、あっせんでも解決できない場合として、第１１条に勧告、こちらは点字資料では１１ページになりますが、勧告の規定を定めております。勧告でございますが、こちらはやはり行政措置として社会的影響が大きいものとなりますので、慎重な取り扱いとして定めております。

　第１１条でございますが、勧告に当たりましては、合議体ではなく全体の協議会でもって判断いただく形になりまして、あっせん案に関わる紛争事案を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、例えば、あっせん案を受託せず、受託したあっせん案に従わない者、こちらの方たちに対して、知事に対し、必要な措置を講ずべき勧告するよう求めることができる旨を定めております。この勧告の求めがあった場合におきまして、知事は必要があると認めるときは、勧告の求めに関わる者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告することができるという形になります。

　点字資料１２ページになります。１２ページが、第１２条の公表に関する規定になります。こちらは勧告よりもさらに慎重な取り扱いとしております。といいますのも、公表といいますのは、やはり制裁、事実上の制裁の非常に大きな効果を持ってまいりますので、慎重な取り扱いを定めさせていただいているところになります。第１２条でございますが、知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができる旨を定めております。

　そうして、慎重な取り扱いとして、まず１点目、知事はその際には、相手側に対して、その旨の通知をおこない、相手方から事前に意見を述べる機会を設ける、という旨を定めさせていただいております。

　さらに加えまして、知事は、公表しようとするときには、あらかじめ協議会の意見を聞かなければならない、という形で定めさせていただいております。

　点字資料１３ページに移ります。第１３条、一般的な規則への委任として、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を書いております。具体的には、協議会の人数や報酬、あっせんの求めの具体的なやり方など、そういったものを規則で定める形になります。

　本条の最後でございますが、第１４条が罰則に関する規定になります。こちらは先ほど第８条第７項の規定で定めておりました、協議会の委員に対する秘密保持、こちらの規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役または５０万円以下の罰金に処する、という罰則の規定になります。

　続きまして、附則になります。まず１点目でございますが、本条例の施行期日は、法律と同じく平成２８年４月１日から施行するものになります。

　そして２番目と３番目で、この条例の見直しについて規定しております。まず、２番目でございますが、知事は、この条例の施行後３年を目途（もくと）として、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しをおこなうものとする、と定めております。法律におきましても、施行後３年後の同様の見直し規定を置いているものでございますが、部会でも議論の整理などにおきまして、より充実した内容に向けて今後検討すべき、との意見をいただいているところでございます。本条例におきましても、このような形で見直しについて明確に規定させていただいているものになります。

　さらに、３番目でございますが、パブリックコメントや、さらには部会におけます議論の内容などを踏まえまして、見直しに当たっての留意事項などをさらに規定させていただいております。３番目でございますが、前項の検討に当たりましては、法第８条第２項に規定する、すなわち事業者における合理的配慮の実施状況について特に留意するとともに、必要があると認めるときは、この条例の施行後３年以内においても、速やかに当該配慮の義務づけのあり方も含めた見直しを検討するものとする、という形で定めさせていただいております。

　附則の最後には、先ほどの協議会でございますが、こちらは大阪府の附属機関でございますので、附属機関条例というものがございますので、そちらを一部改正する旨の事務的な内容について記載させていただいているものになります。以上が条例案の説明になります。

○部会長　説明をありがとうございます。差別解消法の記載が十分でないところ、記載内容があいまいであったところ、基盤対策条例としてまとめていただいたというように思っています。内容を見ましても、広域（支援）相談員を４名、そして差別解消協議会の設置、あっせん、勧告、公表など、差別解消法が地方自治体に託した部分が、具体に、条例としてまとめていただいたというように思います。部会の検討内容を大阪府の中で議論し、議会に諮っていただいているところと思います。改めて感謝申し上げます。この条例の内容につきましてご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員　第５条のところでございますが、そこを読みますと、「市町村において」ということが第５条に書かれておりますが、次の第６条の説明を読みますと、「体制整備また啓発活動に対しては市町村の連携において、これを実行できるように努めるものとする」というところが１つございます。２も同じように、「市町村が体制整備及び情報の提供に的確な助言、その他の必要な支援をおこなうものとする」。要するに、市町村が自主的な取組みをするのを支援するという形になっています。

　私たちの希望は、市町村が消極的または、全くないとは考えませんが、各市において市町村が積極的にこの体制、または相談体制を設けるなどのときに、きちんと立ち上げるように働きかけるということが必要ではないかと思います。それをどう考えておられるのかどうかを、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○関川部会長　はい。府と市との関係、特に条例を制定する場合、配慮すべきことはないのだ、というご指摘だと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局　事務局でございます。条例上は、やはりこちらは府の条例でございますので、市町村に対して明確に求めるというのはなかなか規定しづらいところではございますが。大阪府としても、まず身近な相談窓口であります市町村の役割が非常に重要であり、大阪府としても積極的に市町村にやっていただきたいという思いは持っております。ですから、先般もおこないましたが、市町村に対する説明会もおこなっておりまして、随時、大阪府の取組みについても、情報提供などはさせていただいているところでございます。当然、府内における相談体制の確立に当たりましては、大阪府だけではできるものではございませんので、大阪府と基礎自治体である、そして身近な相談窓口である市町村としっかりと連携をして、法施行後もやっていきたいと考えている次第でございます。

○部会長　はい。どうぞ。お願いいたします。

○委員　私も同じように、これ、説明をよく読んで見ていますと、第４条が「府」の、第５条が「府民及び事業者」の。ところが、第６条を見ると、「市町村との連携」というところに、「市町村の責務」というのがないんですよね。何か、市に対して限定できないのかどうか、その辺はよくわかりませんが。「府民及び事業者の責務」というのを書いているのだったら、「市町村の責務」と、同じようなことを書いた上で、「連携してやるように」というのが自然の流れではなかろうかと思いました。以上です。

○部会長　はい。いかがでしょうか。事務局、改めて補足して説明をいただけることはございませんでしょうか。お願いします。

○事務局　事務局でございます。障害者差別解消法におきましても、地方自治体は必要な体制、相談体制ですとか、あとは必要な啓発活動をおこなっていくということを規定しておりまして。特に法律の中で、都道府県と市町村の役割分担とか、そういうことは規定されていないと。もちろん、都道府県が障がい者差別の施策に関して市町村を指導するとか監督するとかという規定もないということに、法律上の規定はなっております。

その中で、府の条例としてできることということで、今回その府の条例で、いきなり大阪府が府下市町村を指導するとか監督するということを規定するというのは、これは地方分権の考え方から難しいものがございますので、その中で最大限どこまで書けるのかということで、第６条の「市町村との連携」という規定になったというような経緯がございます。

○部会長　はい。ありがとうございます。あいまいな部分は各市町村の裁量に任せるという、それが（地方）分権の趣旨だというような考え方には、大阪府がこのように条例を作ったときでも、市町村に対して指導するとか命ずるとかというのは、そこまで踏み込んだ条例はなかなか大阪府としても作れないと思うのですが。いかがでしょうか。はい。委員、お願いします。

○委員　今の意見と、同様ということで。（障害者差別解消法が）４月１日から施行されると。そうすると、もう４月１日から差別を受ける人たちがどこに相談しにいくかというと、やはり市町村なんですね。その場合、市町村はやはりどういう立場でということになるかということで、今、他の委員から出たと思うのですが。では、今現在、大阪府として市町村がどういう動きをしているのか。我々もなかなか、地元の自治体に行っても、考えているのかどうかわからないという状況なのですが。大阪府として、今、府下の市町村がこの問題に関してどういうような動きをしているのか、少し把握をしていれば教えていただけたらと思います。

○部会長　はい。事務局、府下市町村の動きなど、把握している限りで結構ですので、ご報告いただけないでしょうか。

○事務局　今、委員からもご指摘がありましたとおり、大阪府におきましても４月１日の施行に向けて、市町村がどのような準備状況になっているのか、非常に把握したいということで考えております。のちほど、資料４で少し触れさせていただこうと思っておりますが、３月あたまに各市町村向けに、市町村の動向に関しましては調査をおこなって、現在、収集・分析をしているところでございますので、そちらにつきましては資料４の中で補足説明をさせていただくということで、一たんはよろしいでしょうか。

○部会長　はい。のちほど説明があるということです。そのほかご質問をいただけませんでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員　ちょっとよろしいでしょうか。すみません。先日、内閣府におかれて、この差別解消の地域協議会の報告があって、私どもの者も少し行かせていただいたのですが。その中で、報告があった中では、都道府県では８０％がその協議会を設置する、市町村においてはまだ１０％ぐらいしか全国的にも置かれていないと。でも、その中でも大阪府は３０％ぐらいのところの市町村が設置するというような報告を聞いているわけなんです。

　それは、私は「ああ、そうなのか」というようなところがありまして。やはりこれは地域で相談窓口というのはとても大事なもので、ここのところに体制整備などを市町村とともに連携しながらやっていくということですので、やはり大阪府は機会あるごとに、身近なところの相談体制、この地域協議会というものが設置されるように、指導というか、どうしたらできるのかとか、そういう助言などをしていただけたら、今後もありがたいなというようには思っております。

○部会長　はい。ありがとうございます。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。委員、お願いします。

○委員　第２条第２項の２で相談機関というのがあって、「相談事案に対応する市町村の機関において」と、こういうようになっています。これは、ここを読んだときも、「あれ、相談というのは市町村がやるのかな」と逆に思ったのですが。こういう法律の内容で非常に重要な部分が定義の中で書かれていて、それぞれの責務というところで書かれていない。何となく、これを見ますと、「相談事案に対応する市町村」と書いてありますから、「相談事案は基本的に市町村で対応するんですよ」とか、何とかそういう事柄が、どこか役割分担のような感じで本来は入っていたほうがわかりやすいのかなと思ったんです。だから、この第２条と第６条との関連というところが、少しそういう意味で読んだときに危惧に感じたという感想です。

○部会長　はい。ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。附則におきましても、この条例の見直しに関して、部会でのご意見を踏まえた内容を３項として書き加えているところです。よろしいでしょうか。

　はい。それでは次に、前回の部会でも検討をおこないました、「大阪府における職員対応要領」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局　事務局でございます。よろしくお願いいたします。

○部会長　座って説明いただいて結構です。

○事務局　失礼します。前回、平成２７年１２月１６日の第１７回の部会におきまして、対応要領についてご説明させていただきました。その場でいただきましたご意見を踏まえまして、必要な修正をおこない、本年（平成２８年）の１月１６日から２月２４日にかけましてパブリックコメントを実施いたしました。本日の資料は前回の部会のご意見を踏まえて修正等をおこないました、パブリックコメントで出された案を、本日、付けさせていただいております。今後は、本日この部会での説明や、今度の（３月）２５日に開催します推進協（大阪府障がい者施策推進協議会）での説明を経たあとに、大阪府として決定し、４月から施行するという流れになりますので、よろしくお願いいたします。

　本日お示ししております、知事部局、教育委員会、警察の３つの対応要領とも共通することでございますが、庁内の法規担当との協議の結果、前回は「対応要領」という１つの形式についてご説明をさせていただきましたが、今回は訓令に当たる部分、ここはいわゆる「規程」、それ以外の部分は「要綱」と、この２つの文書で対応要領をそれぞれ構成することと予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

　いわゆる上級職員が下級職員に対してその職務を指揮するために発する、いわゆる命令となる性格の部分については訓令、いわゆる規程という形にしております。それからそれ以外の部分は要綱として制定し、あわせまして「職員対応要領」としての位置づけとしております。知事部局、教育委員会、警察の３つの対応要領ともに同様の形式であるため、本日は知事部局版を中心にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　まず資料２－１「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）及び同要綱（案）」をご覧いただけますでしょうか。訓令に当たる「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）」でございます。初めに第１条につきましては、職員対応規程の策定の趣旨を定めてございます。規定する内容は、法第７条に規定する事項、いわゆる行政機関等における差別の禁止の規定ですが、法第７条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるもの、ということを規定しております。　次に、第２条で、職員による障がいを理由とする差別の禁止等について定めております。点字版では１ページの下段から２ページとなります。第１項におきまして、不当な差別的取り扱いをすることを禁止する旨を規定しております。職員は、担任する事務をおこなうに当たり、障がいを理由として不当な差別的取り扱いをすることにより障がい者の権利利益を侵害してはならない旨を定めております。

　続いて、第２項におきましては、合理的配慮を提供しなければならない旨を規定しております。職員は、担任する事務をおこなうに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合において、過重な負担がないときには、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて合理的配慮を提供しなければならないとしております。

　続きまして、第３条になります。第３条では、所属長が差別解消を推進するために講じなければならない措置について定めております。点字版では３ページとなります。具体的には、第１項第１号におきまして、所属長は日常の執務に通じた指導によって、監督する職員の注意を喚起すること、また、差別解消に関する認識を深めさせることとしております。続いて、第２号において、障がい者や関係者から相談や苦情の申し出があった場合には、速やかに状況を確認することとしております。

　さらに、第２項におきましては、事案が発生した場合には、速やかに適切に対処しなければならないとしております。

　第４条は、委任規定を設けております。点字版では４ページとなります。ここでは、規定を定めるほか、差別解消の推進に関する職員の対応に関しまして、必要な事項は別に定めるとしております。

　同じく、点字版では４ページに附則を記載しております。この規定は、法施行と同じく、本年４月１日から施行としております。

　続いて、１枚おめくりいただきまして、要綱として規定します「大阪府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱（案）」について、ご説明をいたします。点字版では４ページの中ほどからとなります。

　はじめに、第１条については、職員対応要綱の策定の趣旨を定めております。点字版では４ページから５ページとなります。先ほど、訓令として規定する職員対応規程の第４条に委任規定を設けておりますが、規定に定めるもののほか、職員が適切に対応するために必要な事項を定めることとしております。

　続いて、第２条、留意事項についてでございます。点字版では５ページから６ページとなります。第２条では、規程に定める不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供に際しての留意事項について、このあとご説明をいたします、別紙に掲げる事項について留意することとしております。

　同じく、第２条第２項におきまして、別紙中の「望ましい」との記載につきましては、障害者基本法の基本的な理念や、差別解消法の目的を踏まえ、「できるだけ取り組むことが望まれる」としております。

　第３項では、先ほどご説明しました、職員対応規程の第３条第２項において、所属長の責務として事案が発生した場合には、速やかに適切に対処しなければならないとしておりますが、この中には監督する職員に対して合理的配慮の提供を適切におこなうよう指導することを含むとしております。

　続きまして、第３条懲戒処分等についてでございます。点字版では６ページとなります。懲戒処分は、法令に基づき、職員の一定の義務違反に対して道義的責任を問う処分でございます。本条例上では、職員対応要領は服務規律の一環、いわゆる職員が守るべきルールとして定められるため、これらに違反した職員は職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、いわゆる地方公務員法第２９条第１項第２号等に該当して処分等に付されることがあることを定めているものでございます。

　続きまして、第４条相談体制の整備について、点字版では６ページから７ページにかけてとなります。相談窓口につきましては、別表に定めるとするとしており、各部局の主管課、いわゆる総務課とするとしております。点字版では、別表については２７ページに掲載しております。各部局の主管課とは、部局長のマネジメントを補佐して、部局における事務・事業の総合的企画や調整機能を担うものです。相談窓口は、現場での事務・事業に精通し、総合調整機能等を有する部局の主管課を窓口とすることが最も適切であるということで、そのようにいたしております。

　最後に、第５条研修・啓発についてでございます。点字版では７ページから８ページにかけてでございます。障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対する研修・啓発等をおこなう旨を規定しており、新たに職員になった者や新たに管理職になった者など、階層別に人事局と障がい福祉室が役割分担の上、適切に対応していくこととなります。

　点字版では８ページに、附則を掲載しております。この要綱については、先ほどご説明しました、職員対応規程と同様に、法施行と同じく、本年４月１日から施行としております。

　続きまして、１枚おめくりいただきまして、別紙となる、差別解消の推進に関する職員対応に係る留意事項について、ご説明いたします。点字版では９ページから２７ページとなります。ここでは、前回の部会からの変更点を中心にご説明をさせていただきます。

　まず、第２、正当な理由の判断の視点の部分ですが、点字版では１１ページとなります。この中に、正当な理由の判断の視点として付け加えさせていただいたのは、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないようする旨を追加させていただいております。

　ページ数が書いていなくて申し訳ないのですが、墨字版は１枚めくっていただきまして、第５の部分となります。過重な負担の基本的な考え方。点字版では１９ページとなります。過重な負担の基本的な考え方について、ここでも、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、という旨をここに盛り込めさせていただきました。

　それから墨字版では次のページの中ほど、点字版では１２ページになりますが、前回の部会でのご意見を踏まえまして、合理的配慮に当たる、物理的環境の配慮の具体例に、最後の、７つ目として読み上げさせていただきます。追加した部分です。

　災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報などの緊急情報を聞くことが難しい聴覚障がい者に対し、手書きのボード等を用いてわかりやすく案内し誘導とした旨を、新たに追加させていただいております。

　それから墨字版を１枚めくっていただきまして、点字版では２５ページまで飛んでいただきます。大阪府オリジナルの部分として、その他附属機関等会議の運営における望ましい配慮の具体例を、前回の部会でのご指摘を踏まえまして充実させております。大きく変わっておりますので、読み上げさせていただきます。

　１つ目、公共の事前申し込みの際に手話通訳、点字資料の使用など、希望する支援の内容を聞き、その内容に応じて障がいのある傍聴者に対し可能な範囲で配慮をおこなう。

　２つ目、会議の進行に当たり、障がいある委員に対し、ゆっくり丁寧な進行を心がけるなどの配慮をおこなう。

　３つ目、会議の冒頭で委員に対し、点字資料は墨字資料とはページ番号等が異なり、図表のないことなどを説明し、会議資料を引用したり言及したりする際には、当該箇所を読み上げるなど、障がいのある委員や傍聴者に配慮した発言をおこなうこと。発言の際は名前を言うこと。また、円滑に手話通訳ができるようゆっくりと、かつはっきりと発言することなどを求める。

　４つ目、会議の運営や進行に当たっては、職員が、委員の障がいの特性にあったサポートをおこなうなど、可能な範囲での配慮をおこなう。例えば、視覚障がいがある委員に、点字資料を用意するとともに、会議当日は職員が隣に座ってサポートをおこなう。また、手話通訳者を用意するとともに、円滑に手話通訳ができるように、手話通訳者に会議資料を事前に送付する。これが附属機関等、会議における配慮の具体例として記載している部分になります。

　さらに前回の部会では、教育分野における留意事項において、教育現場の具体例を盛り込むべきではないか、という趣旨のご発言をいただきました。そこで資料２－２「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程（案）及び同要綱（案）」、ページ番号がありませんので申し訳ございませんが、留意事項の一番最後、点字資料では２８ページに飛んでいただくことになりますが、ここで教育委員会の留意事項について、学校における留意点について、ということで追記させていただいております。ここも読み上げさせていただきます。

　「学校における合理的配慮の具体例や教職員が対応する上での留意事項等に関しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、共に学び、共に育つ、学校づくりを目指して（これは府立学校教職員研修用資料でございますが）に示されているので留意されたい」、この文言を追加しております。以上、対応要領についての大阪府の説明となります。

○部会長　はい。ありがとうございます。ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

　いかがでしょうか。

　訓令というのは職務規律のことなんですか。

○事務局　訓令というのは、上級職員から下級職員への命令に当たるということで、大阪府は整理しております。

○部会長　この訓令違反は、職務上の義務違反になる。その職務上の義務違反についての懲戒処分が次の対応要綱の第３条で定められているというのは、そういう関係で理解してよろしいのでしょうか。

○事務局　事務局でございます。「府の訓令は、府の訓令の規定におきまして、上級職員が下級職員に対しその職務を指揮するために発する命令。このうち公示する必要のある命令を指す」という形で要件が定められております。

○委員　すみません。もう一度。すみません。

○事務局　はい。繰り返しさせていただきます。「府の訓令につきましては、上級職員が下級職員に対し、その職務を指揮するために発する命令のうち、公示する必要のある命令を指す」というものとされているところでございます。これを踏まえまして、庁内で法規担当課と調整した結果、例えば、懲戒処分もそうですが、研修の規定などは、命令の事項には該当しないため訓令として定めることができない、ということで調整をさせていただきました。ただし、規程、要綱、どちらの形式であっても、職員は職務遂行上で遵守義務を負うもの、という形で整理させていただいているところになります。

○部会長　はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員　よろしいでしょうか。

○部会長　はい。委員、お願いします。

○委員　大阪聴力障害者協会でございます。１つの例を出したいと思いますが、まず民間では、ろうあ者を含めて障がい者が働く場がございます。その中にろうあ者として、例えば、まず社会的なバリアがあります。コミュニケーションが難しい。手話を使いたいが、ほかの人で手話ができる人がいないというような場面が数多くあります。その立場から考えますと、そのような問題はある、そのためにチームの長、リーダー、または昇格ができない、例えば、課長、部長など、いろいろな役割がありますが、ここにはできない。チームとして部下をまとめるという役割が含まれているわけですが、昇格していろいろな役割がつきますと、そこにも限界、バリアがあります。なかなか昇格ができない、長になれないというところが、現実があります。

　そういうところからみますと、大阪府の中でも、例えば、聴覚障がい者の職員がいて、昇格試験を受けて課長にはなれる、肩書きが取れる、１つのチームの長としてまとめるという役割を任される。そのときのコミュニケーション方法がきちんと対応要領に書いてあると思うのですが。でも、実際には手話ができない人がほとんどでございますので、過重な負担、そこが過重な負担になるということになりますと、過重な負担につながるおそれがあります。それがないように努力をするということで受けとめてもよろしいでしょうか。

○部会長　はい。よろしくお願いします。

○事務局　はい。事務局でございます。今、今回ご説明をしたこの職員対応要領につきましては、障害者差別解消法に基づくものでございまして、こちらにつきましては、そういう意味で、雇用の分野は除かれております。雇用の分野は、障害者雇用促進法で定められておりまして、そこに基づく合理的配慮に関する指針等が定められております。地方公務員の場合は、まず地方公務員法が適応されまして、それにプラスアルファー障害者雇用促進法の合理的配慮の基本指針が適応されるという形になっておりますので。今回のこの職員対応要領、ご説明をしたものとは少し別の話という形になります。

○部会長　はい。よろしいでしょうか。ちなみに、その別の形は今、大阪府の中ではどこまで議論されているのですか。

○事務局　事務局でございます。こちらは、指針は、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮指針につきましては、これは厚生労働省で既に指針を定めておりまして、それが４月１日以降適応されるという形になっております。

○部会長　はい。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。内容について。

　はい。それでは次に、「来年度の予算事業案」について、事務局よりご説明があります。

○事務局　座って説明をさせていただきます。資料３「平成２８年度障がい者差別解消総合推進事業（案）」をご覧いただけますでしょうか。

　「障がい者差別解消総合推進事業」ということで、平成２８年度の当初予算額の合計額といたしまして、２１３８万３０００円となっております。こちらの事業なのですが、目的は、障がいを理由とする差別を解消し、もって共生社会の実現を目指すことを目的とする、障害者差別解消法が平成２８年４月から施行されます。大阪府では、障がい者団体、事業者や学識経験者で構成する部会の検討結果等を踏まえまして、大阪府障がい者差別解消ガイドライン（平成２７年３月策定）等による啓発活動等、条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備を車の両輪として差別解消に取り組みます。点字資料は２ページに入っております。

　そのため、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例を、法と同時に、平成２８年４月から施行するとともに、平成２８年度は以下のとおり、障がい理解を深めるための啓発活動をより一層進め、条例に基づく障がい者差別に係る相談、紛争の防止・解決の体制を整備いたします。

　そこで、事業概要なのですが、１．差別解消相談体制の整備事業。こちらの予算額といたしましては、１７３８万８０００円となっております。こちらは、まず広域支援相談員事業ということで、予算額は、１５００万４０００円。こちらは府民や事業者にとって身近な市町村の相談機関における相談事案の解決を支援し、また、相談機関では解決が困難な広域的、専門的な相談事案を取り扱うため、府に広域支援相談員４名を配置いたします。

　次に、大阪府障がい者差別解消協議会。こちらは予算額として、２３８万４０００円となっております。こちらは先ほども条例のほうでご説明をさせていただきましたように、附属機関として大阪府障がい者差別解消協議会、委員といたしまして２０名を置きまして、協議会における応対。こちらは事案に応じて５名での構成を予定しておりますが、広域支援相談員による対応をおこなっても解決しない、事業者における不当な差別的取り扱いに係る事案についてあっせんをおこなうとともに、事業者における合理的配慮の不提供に係る事案も含めまして、広域支援相談員に対する助言をおこなってまいります。

　次に、啓発なのですが、２番目、点字資料４ページになります。障がい理解を深めるための企業等向け出前講座事業。こちらは予算額といたしまして、２９９万５０００円。これは今年度（平成２７年度）もやっております事業を引き続き来年度も実施するということで、企業等における障がい理解を深めるため、企業等に障がい当事者等を講師として派遣し、講義・体験型の講座を実施します。こちらはプロポーザル（方式）で、また事業者の募集等をおこなって選定しましておこなっていきたいと考えております。

　次に、３番目といたしまして、合理的配慮対応促進事業。こちらの予算額は、１００万円になっております。事業者が、具体的な場面で合理的配慮に則した対応をおこなうための手引きとなる実践的なマニュアルを作成します。以上でございます。

○部会長　はい。ありがとうございます。ただいまの説明についてご質問、ご意見。はい。委員、お願いいたします。

○委員　よろしくお願いいたします。具体的に数字なんかが出てきましたので、聞きたいこともいっぱいあるのですが。あまり時間がありませんので、言いたいことだけを出して質問を出したいと思います。

　まず、広域支援相談員事業の予算額の１５００万円ぐらい、これは具体的にはどういうように相談に使われるのかというのが１点。それから広域支援相談員を４名ということなのですが。先ほどの条例にもありますようなことで、４名という数がですね、素人判断といいますか、私的には非常に少ないのではないかなと思うのですが。これは事務局にもおうかがいしたいのですが、ちょっといきなりで申し訳ないのですが、４名というのが、イメージとしてどうなのかなと。ここの４名というのはどうなのかなとちょっと思いました。

○部会長　はい。ご説明いただけますでしょうか。

○事務局　はい、事務局でございます。まず、広域支援相談員事業の予算額、約１５００万円でございますが、こちらはほぼ広域支援相談員に関する給与、その他の人件費に関わるものが主になります。

○部会長　はい。「４名で十分なんですか」という趣旨なんですが。

○事務局　こちらはやはり４月以降の相談ということで、大阪府としましても、やはりどのくらいの相談事案がくるのか、非常に悩ましいところでございましたが。一定、これまで先行の自治体として、例えば、千葉県ですとか熊本県。こちら、千葉県、熊本県は県全体で地域レベル、市町村レベルの相談も含めて対応がされているわけですが。今回の大阪府の仕組みは、差別解消法を踏まえて、基礎自治体である市町村と、広域自治体である大阪府が連携して取り組んでいくという、そういう仕組みのことを考えまして、先行自治体の対応件数、それをベースにして計算させていただいて算出させていただいたという形になっております。

○部会長　そうしますと、相談件数が増えていくと、この人員配置はさらに手厚くなっていくということですよね。積算ベースは、初年度はあまり来ないだろうと。あるいは、他府県の状況は部会でもご紹介をいただいたとおりでございますので、あまり来ないだろうということを前提に、４人という必要人員を出したということで、よろしいでしょうか。

○事務局　はい。そうなります。当然のことながら、来年度以降は、厳しい府の財政状況ではございますが、相談事案の対応状況を見て、必要な予算につきましては要求していきたいと考えているところでございます。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

○委員　はい。いや、あの。

○部会長　要は、相談の件数が少なくとも、ほかにやることがあれば。それが有益、共生社会の創造のために有益であれば人はつくかもしれない。

○委員　ええ、ええ。ぜひとも、それをお願いしたいのですが。いきなり言って申し訳なかったのですが、・・・のほうで、４名というのがどれぐらいのものなのかなと、どのように考えておられるのかなという質問です。すみません。

○部会長　委員、いかがですか。

○委員　こんなことを私が申すのは恐縮であれなんですが。私が相談を受けている立場からの、本当に個人的な感想なのですが。広域支援相談員４名をよくぞつけていただけたな、というのが正直な感想で。大阪府さんがんばっていただいたなというようなものなのですが。やはり内容は人選だと思うのです、やはり４人の。障がいといったら、非常に幅が広いので、その相談員が、それぞれがどのようなより専門性を持って、どこの部分の対応をしていけるのかということが。同じようなタイプの方々が４人いらしてもという。そうではなくて、例えば、手話ができて相談もできる方であったりとか、精神の障がいに非常に専門的な知識があられる方とか、そういうようなバランスも踏まえて、４人というとこら辺は、非常に必要最小限の人数なのではないかなと思います。

　実際に相談を受けるのか受けないのかというのは、これからの対策の進み具合だと思うのですが。初年度というのはやはり一番大切な年度だと思います。その市町村との連携の中で、やはり具体的な役割分担のようなものを、非常に細かなルールで決めていく必要もあるでしょうし、その相談の収集、相談事案の収集によって、次は分析をしていくわけなので、その収集方法をどうするのかということもあるでしょうし。

　最後に言わせてもらおうと思っていたのですが、私はたまたま相談機関としてここに出させてもらっているので、その趣旨等々は少しはわかるかなとは思うのですが。多くの相談機関の窓口の方は、なかなかこういうような法律ができ条例ができということは耳にしても、具体的にそうしたら自分たちは何をどういうように変わっていくのかというようなとこら辺が、まだまだ今からだと思うんです。そういう意味でも、広域支援相談員等々が、例えば、相談員に対して研修をするとか、そういうようなことも始めていく必要があるでしょうし。やはり連携というのは、顔と顔を見て初めて連携だと思いますので。そういうことを仕事としてしなければならないことは山ほどあるのかなと思いますし。そういうことで、「まずまずの、４人なら何とか」というような印象です。全く個人的な感想ですが。

○部会長　はい。ありがとうございます。ブロック的にはどういうブロックで考えられているのですか。４人の管轄エリアは。

○事務局　そちらにつきましても現在、今、委員からご指摘がありましたような視点を踏まえて募集をおこなっている段階でございまして。当然、来られた人材の方を見ながら、そして各市町村の状況も見ながら、どういう形で仕組みを組み込んでいくのかというのは、今後考えたいということで考えている次第です。

○部会長　はい。ありがとうございます。そのほかは。

○委員　すみません。

○部会長　委員。

○委員　同じく広域支援相談員の件なのですが。４名の方がおられて、そして障がい者及び事業者からの相談にも応じるということが書いてあるわけなのですが。これの窓口だとか、設置場所というのは、電話だというのは、どこになっていくんでしょうかというのが。具体的に動きだしたときに、例えば、ある日から、当事者が電話するときに、どこにしたらいいのかなというのがちょっと、よろしくお願いします。

○部会長　はい。これはいかがでしょうか。

○事務局　事務局でございます。まさに委員からご指摘をいただきましたので、できましたら資料４の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○部会長　はい。では、事務局よりお願いします。

○事務局　はい。それでは事務局より、資料４「府内市町村相談窓口及び広域支援相談員の一覧（イメージ案）」の説明をさせていただきます。こちらはまだイメージ案の段階ではございますが、まさに府内市町村相談窓口及び広域支援相談員の一覧として、現在考えているところでございます。大阪府としましては、やはり障がい者差別をなくすためには相談の仕組みについて府民にわかりやすく示していくことが大切と考えているところでございます。

　こちらにつきましても、部会のこれまでの議論におきましても、やはり法施行後は市町村も地方公共団体として体制整備をおこない、相談に対応し、紛争を解決することが求められる。非常に市町村の役割が重要になるというところ、そしてそれを踏まえて相談窓口の明確化のためには、各市町村と大阪府における相談窓口の一覧表を作成し、府民に知らせるべきである、というご意見をいただいたところでございます。

　そのために大阪府としましては、現在、イメージ案ではございますが、資料４のような形で府内市町村におけます代表的な相談窓口、こちらに注意書きとしまして書いておりますが、記載している相談窓口、市町村にはさまざまな相談窓口がございますので、こちらが市町村における代表的な窓口で、必ずしもこちらですべて相談員が解決するわけではない。そういうことを前提とした上で、相談内容に応じて、市町村におけるほかの窓口につなぐこともある。そういうことも想定した上で、一覧を作成したいというところで考えております。

　その下には、もちろんこちらは３月２４日に本会議におきまして条例案と予算案が可決されたという前提以降になりますが、大阪府におけます広域支援相談員の連絡先、あわせて一覧表を作成し、大阪府のホームページなどで公表したいと考えているところでございます。

　それに当たりまして、先ほど久澤委員からご質問がありましたが、大阪府におきましては、法律で規定されております、市町村におきましても対応要領の策定がどうなっているのか、そして第１４条に規定されております相談、紛争解決の仕組み、それの準備状況、そして第１５条に規定されております啓発活動、そして第１７条の差別解消の支援地域協議会の検討状況、それらの法施行に向けた準備状況について、現在、照会を行ったところでございます。

　そちらの照会結果を踏まえ、現在、収集・分析中でございますので、その調整が終わり次第、でき上がった段階で、できる限り早くこちらの一覧表を確定させて、府民の方にわかりやすく知らせていきたいというところで考えているところでございます。以上でございます。

○部会長　はい。わかりました。ありがとうございます。大阪市の皆さん、恐縮ですが、大阪市の取組み状況など、少し市町村の役割を踏まえて報告をいただけたらありがたいのですが。

○オブザーバー　前回の部会でも少し触れましたが、重複になるかもわかりませんが、今現在の大阪市の前段の準備状況ということでございます。

　大きく３つあるかと思います。１つは、職員対応要領の策定ということで、努力義務でございますが、重要性に鑑みまして、大阪市も職員対応要領を作っていくということで、詰めの作業に入っております。職員対応要領につきましては、全庁的に進めていく必要があるということで、昨年から推進チームというのを立ち上げまして、具体的には福祉局だけではなく主要な関係部局も入って、どのような組み立てにしたらよいのか検討を重ねてまいりました。

　イメージとしましては、本日は口頭で恐縮でございますが、各省庁が対応要領を策定しております。それをベースにしながら基礎的自治体ということで、例えば、不当な差別的取り扱いでありますとか、合理的配慮の具体例などにつきましては、より充実させた形で強化するということで、補正も加えながら、大阪市で障がい施策推進協議会、審議会がございますので、委員の方とか障がい者の方のご意見も聞きながら、対応要領の策定を進めてまいりたいと思います。レイアウト的には、本文と留意事項。留意事項というのは、具体的な考え方とか具体例が入っているのですが、そういうレイアウトということでございます。

　国の基本方針を踏まえまして、服務規律の一環という位置づけでございます。職員対応要領上の相談窓口は原則として各所属、各所属というのは、大阪市ではいろいろな何々区とか何々局とかがございますが、原則として広聴担当課に置くということで、これも現在、調整を、詰めの作業をしております。

　また市長と、任命権者が市長とは異なる所属、例えば、教育委員会事務局のようなところなのですが、こちらにつきましては別途、策定するということで、その調整が進められていると聞いております。

　２つ目が、相談窓口のことなのですが。先ほど申し上げました、職員対応要領上の職員による差別的行為等に係る相談窓口ではなくて、一般的な相談窓口、差別解消法に係る相談窓口。こちらについては、国の基本方針を踏まえて、既存の相談窓口を活用すると。この観点に立って、ただ、その窓口を明確化していくということで調整をしております。具体的には、委託の相談支援に係る事業所ですとか、区役所、あるいは人権啓発相談センターというのが大阪市にありますが、そういったところということで、明確化するということで、詰めの作業を進めております。

　既存の相談窓口を活用といいましても、やはり新しい法律、新しい概念が入っていく中での施行ということなので、意外に難しいケースも出てくるだろうということで、既存の相談窓口をバックアップするための支援員を新たに配置するということで、予定としましては、大阪市に障がい者基幹相談支援センターがございまして、こちらに配置する予定でございます。また必要に応じまして、この中で事例検討会議を開催いたしまして、機能的に取り組んでまいりたいと考えております。

　３点目が、障がい者差別解消支援地域協議会を設置する予定でございます。大阪市では、大阪市障がい者施策推進協議会の部会として新たに設置いたしまして、いわゆるネットワークづくり等を取り組んでまいりたいと。具体的には、こちらはまだ調整中でございますが、設置する方向で進めてまいりたいと。

　その他啓発・広報等、また、職員自身に対する研修。例えば、新規採用者の職員に対する研修。我々職員は人権に係る研修はいろいろと教育を受けているのですが、その中で差別解消法についても、全所属の職員に人権研修の中で、この差別解消法に係る認識についても取り組んでいただけるように、いろいろとメニュー、研修担当部局とも調整をしております。

　こういった障がい者差別解消に関する一連の取組みといたしまして、平成２８年度の新規予算で、約１０００万円を計上いたしまして、現在、大阪市の議会に上程中でございます。成立しましたら、この予算で執行してまいりたいと考えております。

　このような取組みを通じまして、まずは基礎的自治体である市として、でき得る限りの相談対応をしなければならないと、そういう認識に立って取組みを進めてまいりたいと思っております。その上で広域自治体であります大阪府から、大阪市だけではなくて各市町村へのご支援、よろしくお願いしたいと思っています。特に市域を越えた事業者等に関わるケースですとか、あるいは相談というレベルを超えて、あっせんとか勧告とか、そういったところまで望むようなケースというのは、本市だけではなくて府下の市町村を考えますと、なかなか難しいレベルではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。簡単ですが、以上でございます。

○部会長　はい。ありがとうございます。条例等の制定は考えなくもないのですか。

○オブザーバー　大阪市単独での条例ということでは現在は考えておりませんが。大阪府の条例ということで、府域全体に係るというように考えておりますので、法とか大阪府の条例の趣旨を踏まえて大阪市としても取り組んでまいりたいと考えております。

○部会長　はい。今後ともご協力、よろしくお願いいたします。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。はい。

　それでは、この４月に向けて着実に、大阪府、市町村と連携しながら差別解消の体制整備に取り組んでいけたらというように考えているところであります。

　それでは、以上で本日の部会は終了するわけですが。途中で交代された委員もおられますが、差別解消部会では、約２年間にわたって計１８回の議論をおこなってまいりました。来月（４月）１日から、いよいよ法と条例が施行されるわけでございますが、これまでの部会の感想でも結構でございます。今後の取組みにかける思いでも結構でございます。１人当たり約２分程度で、お１人ひと言いただけますでしょうか。

○委員　指名いただきました、トップ指名ですので。まず、この啓発、広報というところが一番問題点ではないのかなと、私は考えております。私ども、また障がい者団体の中でも、差別解消法を十分理解していない、わかっていないという人があります。そうした中でまだまだこれから、法施行された４月からでも、やはり皆様に理解していただくようにしなければならないというようにも思っております。また難しいのが、「合理的配慮」という全く新しい概念の言葉がどこまで理解できるのか、また、理解されるのか。そこらが一番の問題ではないのかなというように思っております。感想としたら以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員　これまでの議論に関わってまいりまして、やはり私も委員と同じような感想になりまして、一番重要なのは、一人一人が差別の解消についての意識というのを持つこと。そういう意味で、条例もできたということで申しますと、法律が施行され、条例が成立して施行すれば、これをまた府民の皆様方の理解を広めるいい機会になると思いますので。今回はさまざまな、あっせんとか、従わない場合の公表の仕組みなども設けましたが、そうした仕組みというものがうまく機能するためにも、やはり前提として府民なり事業者の方々の理解ということが重要になってくると思いますので、ぜひ、４月以降もその点について、大阪府をはじめ皆様方に積極的な取組みをしていただければと思っております。ありがとうございました。

○部会長　ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員　相談機関の立場から、条例の必要性ということでずっと議論をさせていただいて、このような短期間に、非常に事務局も大変だったとは思うのですが、条例制定まで漕ぎ着けられたということで、いろいろとありがとうございました。

○部会長　はい。委員、お願いします。

○委員　障害者権利条約が決まったあと日本で署名、それから批准がおこなわれました。その批准のきっかけがこの障害者差別解消法だと思っております。この差別解消法がなかったときと、施行されたときを比べると、かなり進捗状況が進んでいると思います。その条例なのですが、本当に実効性があるのかどうかは、これから見ていくことになると思います。今では努力目標というか、あくまでも文書のみということになっておりますので。私たち団体といたしましては、いろいろな事例を積極的に出していって、条例が障がい者にとって安心できる内容になりますように、これからも努力を続けることが必要だと感じております。そのようなことを感想で述べさせていただきます。ありがとうございます。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員　公共交通機関におけるバリアフリーの対応につきましては、国のガイドラインなどによりまして一定の基準が定められておりまして、各事業者はそれに沿った形で可能な限り、懸命に対応してきているのが現状でございます。ただ、ガイドライン以外の部分、あるいはソフト面での対応につきましては、各事業者はまちまちの対応でございまして、今後この法による相談等の事案の発生が十分考えられますが、その際には前向きに、申告者とよくコミュニケーションを図りながら、円満な解決に向けまして努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員　精神障がい者に対する差別といいますか偏見、そういったものが非常に強いということでいろいろと悩んでいるわけなのですが。今回こういうような形で差別解消法ができた、それから大阪府の条例ができる、それからガイドラインもできていると、こういったものをうまく活用しながら家族会でも連携していかないといけないし、市民に対しても訴えていきたいし、それから企業でもいろいろな啓発なども書いてありますから。ぜひ、そういったときに、当事者なり家族を活用していただきたいと思っております。

　それからもう１点ですが、条例の後ろの附則です。附則の中で、法律の実施状況について云々と書いてありまして、３年後を待たずともこの辺を見ていきたいと、非常に前向きのとらえ方をされておりますから。私らもこういったことを、ぜひ、活用しながら、いい条例にしていくと。そういったことにしたいし、ぜひ、啓発用の資料というのはどんどん出していただいて、回していただけたら助かります。よろしくお願いします。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員　はい。私はやはり当事者団体として、この条例ができたと、すごいタイトな時間でやってくださったというのはありがたいなと思っております。そして、委員からも言われましたが、条例の見直しのところに、ただ施行するだけではなくて、すごく書いてくださっているところをありがたく思います。やはりこれに出席しているというお陰で、市町村との連携だとか窓口が身近なところに必要だということがすごくわかりまして、私どもとしても、そういうことでやっていけるようになったというか、そういうことがこの４月から施行されるというか、移っていけるというのはとても良かったなというように思います。今後、もっともっと市町村とも連携をしながら事例の収集だとか、そういうようなことをしていただいて、やはり差別のない、そして、そういうような大阪府になったらいいなというように思います。ありがとうございました。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員　私も去年の６月から団体の長になって、この会議には秋ぐらいから参加させてもらっていますが、まだまだ自分自身の勉強不足と自覚の足りなさを恥じております。先ほどから何人かの方がおっしゃっていましたように、やはり啓発活動と、それぞれの団体がもう少し意識を持って皆様に接していかなければならないなと思っております。これからも勉強をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員　今度やっと条例と府職員の対応要領、規程ができるということで、いよいよ差別解消に向けた取組みがスタートする、という枠組み、準備ができたということ。そのことは、これまでも大阪の府民の方々がそれぞれのお立場で関心を持たれたり、また取り組まれたことの成果かなと思うと、感慨深いです。まずは４月からスタートして、実際の動きを見ていく中で検証し、また技術的な積み重ねをおこなう中で、今まで以上にも関心を持ちながら見ていくことが大事だと思います。

　私からは２点お願いをしたいと思うのですが。中では前段に皆様が議論されていたように、市町村との連携についてということです。実際、具体的にどのような連携をやるのか、まだまだこれからで、見えていないことではございますが、実際にスタートしてしまうと、スムーズにいかない場面も想定はされます。でも、その際には、ここの部会でも議論を重ねてきたように、幅広い意見をうかがいながら、また丁寧な議論を重ねる中で、相互ニーズに前向きに協力をしあえるような、そういう対応をお願いしたいなと思っております。

　２点目は、今後出てくる相談や紛争の解決に当たっても、これまでの選定であるとか、現状にとらわれすぎることのないよう、また今後の社会的な差別解消の取組みに推進するような視点を持った対応策を積極的に、調整やあっせんの中でおこなっていただきたいと思っております。どうも、ありがとうございました。

○部会長　ありがとうございます。委員、お願いします。

○委員　今回の条例案、またこれまでに討議してきた差別解消法を踏まえまして、雇用する立場からは、障がい者の雇用促進法を加味して進めていかなければならないと考えております。その中で合理的配慮、これは企業にとって「何をやっていくのか」という、１つのキーワードでもあると考えています。その取組みが重要な中で、合理的配慮には物理的配慮と心の配慮、この２つがあると私は考えております。物理的配慮につきましては、先行できるものはどんどん、雇用する立場としては進めていきたいと考えておりますが、心の配慮、これは一人一人の考え方、受け方が異なると考えています。そのような中で、これからいろいろな相談がある、必要となる中で、ぜひ、当事者が右往左往しないように、大阪府と市町との連携をとっていただきたいと思っております。長い間、ありがとうございました。

○部会長　はい。委員、お願いいたします。

○委員　私どもの団体は日々障がいのある方が施設に通ってくる、そういう日中支援を中心にしているところですから、当然、日々地域で生活していく上で、そういう差別的な対応の仕方での経験が出てきたり、あるいは今、障害者虐待防止法も施行されて４年目になろうとしているのですが、そういう意味での障がい者の人権をどう守っていくのかということが、とても大きな課題になっている。

ここに新たに差別解消の問題が含まれるということで、改めて現場にいる者として気を引き締めて、障がいを持つ方々の権利を守っていく立場を明確にしないといけないなということを痛感しております。業界というか、部会でも先般、大阪府から講師に来ていただいて話を聞きました。条例が制定されたということで、今一度、こういう問題をほかの施設で聞きながら、先ほど委員がおっしゃったように、地域で当事者団体の方々と協力をして、相談、あるいは紛争、なければ一番いいのですが、そういうことに努力をしていきたいと思います。途中から参加させていただいて、とても勉強になったと痛感しております。ありがとうございました。

○部会長　はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員　私はこちらの部会に後半、条例が制定されようとする、その検討が始まる５月から参加させていただいております。障害者差別解消法というのは非常に簡潔な法律で、特に相談、紛争解決の仕組みとかが実効性確保の点で不十分なところがありますので、そのときにおいて、これから大阪府で条例案の段階ですが、条例が制定されようとしていることは非常に重要な意味があるのかなと。その意味で、まさに、先ほどのご説明にあったように、障害者差別解消法を補完すると。こういう意味で大阪府の条例が作られたということには、繰り返しにはなりますが、大きな意味があると、こういうように考えています。

　その上で、先ほど「障害者差別解消法は簡潔な法律だ」という話をしましたが、特に、先ほど来から委員の先生方からお話がありますように、合理的配慮という言葉が法律でも出てきますし、それが事業者とか、あるいは行政機関に求められているよと、こういう話ですが。ただ、その内容について法律は明確に定義を置いているわけではありません。それは行政の定められるガイドラインであったりとか、あるいは今後の事案の積み重ねの中で、その中で明らかにしていこうとしているものであります。

　その意味においては、これから大阪府で成立されるであろう、相談体制なり、紛争解決の仕組みが機能する中で、事例の積み重ねが進んでいくことが必要なのかなと、こういうように考えています。そういう意味においては、これまで委員の方々がご発言されていたように、なかなかこう事案としては出てきにくいのかもしれませんが、そういうものを掘り起こしていくという作業がこれからは必要なのかなと、このように個人的には考えております。この数カ月間大変勉強になりました。今後も、よろしくお願いいたします。以上です。

○部会長　はい。委員、いかがでしょうか。

○委員　今回初めて出させていただいたのですが。実は３月１日にうちの社内でも、こちらの解消法、差別解消法については議題になって、発表もさせていただいて、そんな中で勉強もさせていただいて。

　先ほどから出ているのですが、施設面ではバリアフリーとか、すべてのお客様には施設を使っていただくということになるのですが。一番問題なのは、先ほども話が出ましたが、ソフト面です。従業員のお客様への対応というところまで必要になってくると思います。その中で、他の企業、事業所についても教育をされているとは思うのですが、より一層ソフト面での教育と、施設面ではお金をかければという、「過重なき」というところもあったのですが、ある程度のお金をかければできますので、ソフト面が一番重要になってくるのかなと思います。そこら辺を各企業、こちらから発信をさせていただくというような形で進めていきたいと思います。

　お願いというか、１つあります。先ほどからも各市町村で相談窓口です。こちらは４月１日から施行という話がありますので、これはできる限り４月１日に間に合わせていただきたい。施行されて、相談窓口が全くわからないということであると本末転倒だと思います。それは、申し訳ございませんが、初めてで申し訳ございません、その点をよろしくお願いしたいというところです。

○部会長　はい。委員、お願いします。

○委員　まずは先ほどの委員のお話で、「よくぞ４名つけていただいた」ということで。事務局には非常に失礼な質問をいたしまして申し訳ございませんでした。また人選のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

　それから啓発活動についてということで、さらに１点おうかがいしたいことがあります。正直言いまして、この仕事をさせていただくまでは、大阪府のホームページは、正直、まず見ることがなかったんです。今はちょくちょく見させていただいたり、知事の松井さんが１箇所しか出てきていないとか、もずやん（大阪府広報担当副知事）が７～８箇所出てきている。

　ちょっと宣伝になりますが、大阪市からの人権のホームページは、実は一面で、例えば、我々だったら、市のホームページだったら、こういうような部会、普通、どこの会場であるのかということをするのですが。もう一面に障害者差別解消法ということで、一面にそれが出てくると。嫌でも目に入るようになっています。ほかの県とかのも見ているのですが、こういう一面で取り扱っている自治体のホームページというのはないです。

　だから、できましたら。もちろん、どんどんその中に入っていったら、差別解消法のことに関しても、大阪府のガイドラインに関しても出てくるのですが。そうではなくて、早い段階で、大阪はこういうものを、ガイドラインを作りましたよ、条例ができましたよ、というようなことを副知事のもずやんから紹介してもらうと、そういうような感じの、わかりやすいものでの啓発というのを、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

　結局、考えてみましたら、結構タイトだったんですが、１８回、オール出席させていただいて勉強になりました。どうも、ありがとうございました。

○部会長　ありがとうございました。

○オブザーバー　この４月から、市町村ということで、第一線で相談支援等を受けていくということで。この間、ずっといろいろとオブザーバーということで参加させていただきましたが。１つ思うのは、概念として差別的取り扱い、あるいは合理的配慮、あるいは環境の整備、あるいは制度上の問題、概念上は分けることができたとしても、第一線で相談を受けるということでいいますと、おそらく渾然（こんぜん）一体として進むのだろうなと。あるいは相談する側と相談を受ける側、認識の違いというのが多分大きくある中で、概念上は分けることができたとしても、それをどのようにアプローチして、建設的対話という１つの目標に導いていったらいいのかというところは、まさにこれからが第一歩で、ノウハウを重ねていくですとか、事例の蓄積という先生のご意見もありましたが、まさにそういったところが課題で、そういう課題認識を持ちながら取り組んでいく必要があるのかなと思っています。

　あと、全庁的に取り組んでいくということで、すべての部局が取り組んでいくという必要があるということで、そのあたりの意識づけということについても、まだまだこれからが第一歩ですので、そういうところも意識して、全体として進めていく必要があるというところも意識して取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○部会長　はい。ありがとうございます。最後に私からひと言。大変、１８回という長い間、ご参加をいただきまして、しかも建設的なご意見を頂戴し、そのお陰で、ぎりぎりになりましたが、条例制定まで漕ぎ着けることができました。その前には、ガイドラインの制定をし、ガイドラインと条例、この２つを持って大阪府下差別解消に当たりたいというように考えております。大きなテーマは「社会共生の立場から改めて地域づくりを考える」ということではないのかなと思います。単に、事業者と差別された障がい者の二者で考えるのではなくて、改めて建設的対話を積み重ねながら、１つ１つ問題を解決していくことが大切ではないのかなと思っています。地域でそのように建設的対話をする、対話づくりが必要だというようにも思います。

　差別の問題、特に障がい者差別の問題は、知らない、わからないということが、本人が気づかないうちに差別というものをおこなっているという行動がございます。身近な地域で話し合い、学び合うということが、実は差別の予防、あるいは差別解消にとって最も有効な手段ではないのかなと考える次第でございます。そういうように考えてまいりますと、相談窓口もとても重要でございます。あわせて差別解消の支援の地域協議会が、府内が具体に機能を持って動きだすということが、とても重要なのではないのかなというように考える次第です。その点、改めて大阪府と府下市町村との連携、協力期間、役割体制の構築ということが大きな課題だと考えておりますので、またこれからもご協力いただければと思っております。

　本日の内容は、来週開催されます、第３９回大阪府障がい者施策推進協議会にも報告させていただこうと思っております。以上を持ちまして、本日の部会を閉会したいと思います。事務局にお返しいたします。

○事務局　はい。部会長、委員の皆様、本日の議論、本当にありがとうございました。大阪府といたしましては、法・条例の施行まで、まだ府議会の採決も控えておりますが、残された時間はわずかではございますが、できる限りの準備を進めてまいりたいと思っております。

　先ほど委員の皆様から、啓発が重要との指摘、大変多くいただきました。大阪府としても、昨年（平成２７年）３月に策定しましたガイドライン、そして現在策定を進めております、障がい特性ごとに理解、配慮を解説するための『障がい理解ハンドブック』、こちらの作成も進めております。また、法律と条例についてわかりやすく解説するためのリーフレットの作成も、限られた時間の中ではございますが、鋭意進めているところでございます。

　そして、もちろん、法律と条例の施行後は、市町村と協力しながら、適切にできるだけ対応してまいりたいと考えているところでございます。

　委員の皆様におかれましては、事務局も試行錯誤しながらではございましたが、法施行というリミットがある中で約２年間にわたる検討、本当にありがとうございました。

　先ほども部会長から報告がございましたとおり、本日の内容は、来週開催されます第３９回大阪府障がい者施策推進協議会にも報告させていただきます。

　それでは、以上を持ちまして、本日の部会を閉会いたします。本当にどうもありがとうございました。

（終了）